

参考

公益社団法人 日本武術太極拳連盟

JAPAN WUSHU TAIJIQUAN FEDERATION

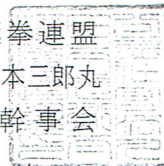
〒102-0085 東京都千代田区六番町9 九番館ビル2階
TEL 03-3265-9494 FAX 03-3265-9550
Kyubankan Bldg. 2nd Floor, No. 9 Rokubancho, Chiyoda-ku Tokyo JAPAN
http://www.jwtf.or.jp/ E-mail: jwtf@jwtf.or.jp

文 発 第 3 5 4 8 号

2 0 1 6 年 4 月 2 8 日

都道府県連盟・日本学生連盟 代表 各 位

公益社団法人日本武術太極拳連盟
太極拳技能検定委員会委員長 辻本三郎丸
太極拳指導員委員会 幹事会



日本連盟宛提出期限:2016年7月3日(日)

品川 又切 6月13日(A)

4 段位昇段審査会 実施のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

2016年10月に実施される4段位昇段審査会につきまして、下記の書類を同封してご案内いたします。

敬具

記

- 1) 2016年度4段位昇段審査会 実施規程(2016年10月後期審査会用)
- 2) 太極拳4段位昇段審査会 実施のご案内(1次審査 受審対象者宛案内) 写し
- 3) 太極拳4段位昇段審査会 実施のご案内(2次審査 受審対象者宛案内) 写し
- 4) 太極拳4段位第1次昇段審査申請書(2016年10月実施用 様式4段-1)(参照用)
- 5) 太極拳4段位第2次昇段審査申請書(2016年10月実施用 様式4段-2)(参照用)
- 6) 申請書一括送付状

受審有資格者には、すでに「昇段審査申請書」を送付いたしました。受審希望者は、その申請書に所属団体長の特別推薦印を得たうえで、6月26日(日)までに都道府連盟に提出します。都道府県連盟におかれましては、都道府県連盟会長の特別推薦印を捺印した申請書を取りまとめていただき、同封の「申請書一括送付状」を添えて、来る7月3日(日)を提出期限として、日本連盟に提出して下さい、お願いいたします。

申請書を受理した後、「受理通知」、「受験票」等は、日本連盟から申請者宛に直接送付いたします。受審料の納付も、申請者が直接日本連盟にたいして行っていただきます。

昇段審査の結果は、4月下旬までに、参加者の自宅宛に直接送付するとともに、都道府県連盟宛に申請者の可否結果を通知いたします。

7月3日までに申請書類を送付下さるよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

同封書類: 1) ~ 6)



公益社団法人 日本武術太極拳連盟

JAPAN WUSHU TAIJIQUAN FEDERATION

〒102-0085 東京都千代田区六番町 9 九番館ビル 2 階

TEL 03-3265-9494 FAX 03-3265-9550

Kyubankan Bldg. 2nd Floor, No. 9 Rokubancho, Chiyoda-ku Tokyo JAPAN

http://www.jwtf.or.jp/ E-mail: jwtf@jwtf.or.jp

総 発 第 2 2 1 7 号

2016年4月28日

2016年10月実施 4 段位昇段審査会
第1次昇段審査 受審対象者 各 位

公益社団法人日本武術太極拳連盟
太極拳技能検定委員会委員長 辻本三郎丸
太極拳指導員委員会 幹事会

都道府県連盟宛提出期限:6月26日(日)

品川 6月13日(A)
x切.

4 段位昇段審査会 (2016 年 10 月実施) 実施のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。標記に関し、下記の書類を添付してご案内申し上げます。

- 1) 4 段位昇段審査会 実施規程 (2016 年 10 月実施用)
- 2) 太極拳 4 段位第 1 次昇段審査申請書 (2016 年 10 月実施用 様式 4 段-1)

貴殿は、同封の「4 段位昇段審査会 実施規程」にしたがって、2 回の中央研修会と 1 回のブロック講習会を受講していますので、2016 年 10 月に東京と大阪で開催される「4 段位昇段審査会 第 1 次審査会」を受審する資格を有します。貴殿が審査会の第 1 次審査の受審を希望する場合は、下記の事項に従って、手続きをお取り下さるようご案内いたします。

記

- 1) 別紙「第 1 次昇段審査申請書」の「申請者記入欄」にすべて記入し、所属団体印と会長の特別推薦印を得たうえで、都道府県連盟に提出して下さい。都道府県連盟は特別推薦事項に関する確認を行ったうえで、都道府県連盟印と会長特別推薦印を付し、すべての申請書に都道府県連盟用「申請書一括送付状」を添付して、日本連盟宛に7月3日(日)の提出期限までに送付しなければなりません。そのため、都道府県連盟には、日本連盟提出期限 1 週間前の6月26日(日)までに提出して下さい。この日を過ぎた場合は、都道府県連盟が特別推薦の内部確認を行うことができず、申請を受理できません。
- 2) 日本連盟事務局は、期限内に受理した各申請書の、希望会場・希望日程について、「実施規程」の<第 2 部、2) 定員と受理通知>に基づいて申請者の会場割当てを行います。
- 3) 7月31日(日)までに、申請者の自宅宛に直接「受理通知」を発送します。同時に「参加申込書=郵便振替用紙」を送付します。
- 4) 8月31日(水)を期限として、申請者は参加申込み確認を兼ねた「郵便振替用紙」で、受審料 = 1 人 7 千円を払い込んで頂きます。
- 5) 上記期限までに参加申込み・受審料払込みを行った人にたいして、9月20日(火)までに、参加者の自宅宛に直接「受験票」を送付します。
- 6) 第 1 次昇段審査の結果は、10月下旬までに、参加者の自宅宛に直接送付します。

以上に基づいて、ご準備下さるようお願いいたします。

以上



公益社団法人 日本武術太極拳連盟

JAPAN WUSHU TAIJIQUAN FEDERATION

〒102-0085 東京都千代田区六番町9 九番館ビル2階
TEL 03-3265-9494 FAX 03-3265-9550
Kyubankan Bldg. 2nd Floor, No. 9 Rokubancho, Chiyoda-ku Tokyo JAPAN
http://www.jwtf.or.jp/ E-mail: jwtf@jwtf.or.jp

総発第2218号

2016年4月30日

2016年10月実施 4段位昇段審査会

第2次昇段審査 受審対象者 各位

公益社団法人日本武術太極拳連盟
太極拳技能検定委員会委員長 辻本三郎丸
太極拳指導員委員会 幹事会

都道府県連盟宛提出期限:6月26日(日)

4段位昇段審査会 (2016年10月実施) 実施のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。標記に関し、下記の書類を添付してご案内申し上げます。

- 1) 4段位昇段審査会 実施規程 (2016年10月実施用)
- 2) 太極拳4段位第2次昇段審査申請書 (2016年10月実施用 様式4段—2)

貴殿は、2016年度前期までに「4段位昇段審査会 第1次昇段審査」に合格されていますので、2016年10月に東京と大阪で開催される「4段位昇段審査会 第2次審査会」を受審する資格を有します。貴殿が審査会の第2次審査の受審を希望する場合は、下記の事項に従って、手続きをお取り下さるようご案内いたします。

記

- 1) 別紙「第2次昇段審査申請書」の「申請者記入欄」にすべて記入し、都道府県連盟に提出して下さい。都道府県連盟は1次審査、2次審査のすべての申請書を精査したうえで、都道府県連盟用「申請書一括送付状」を添付して、日本連盟宛に7月3日(日)の提出期限までに送付しなければなりません。そのため、都道府県連盟には、日本連盟提出期限1週間前の6月26日(日)までに提出して下さい。この日を過ぎた場合は、都道府県連盟が事務処理を行うことができず、申請を受理できません。
- 2) 日本連盟事務局は、期限内に受理した各申請書の、希望会場・希望日程について、「実施規程」の<第2部、2) 定員と受理通知>に基づいて申請者の会場割当てを行います。
- 3) 7月31日(日)までに、申請者の自宅宛に直接「受理通知」を発送します。同時に「参加申込書=郵便振替用紙」を送付します。
- 4) 8月31日(水)を期限として、申請者は参加申込み確認を兼ねた「郵便振替用紙」で、受審料=1人7千円を払い込んで頂きます。
- 5) 上記期限までに参加申込み・受審料払込みを行った人にたいして、9月20日(火)までに、参加者の自宅宛に直接「受験票」を送付します。
- 6) 第2次昇段審査の結果は、10月下旬までに、参加者の自宅宛に直接送付します。

以上に基づいて、ご準備下さるようお願いいたします。

以上

2016年度 4段位昇段審査会 実施規程

2015 年 10 月 21 日 第 92 回理事会承認済

2012 年 5 月 30 日第 77 回理事会、同年 6 月 23 日第 78 回理事会で承認された「4 段位授与規定」、「4 段位昇段 中央研修会実施要綱」および 2013 年 1 月 19 日第 81 回理事会で承認された「4 段位昇段研修会等の実施方式に関する改訂」に基づいて、2012 年 12 月から 4 段位昇段中央研修会が東京会場と大阪会場で開催された。さらに、2013 年 6 月 15 日第 82 回理事会で、4 段位昇段審査会は「第 1 次審査会」と「第 2 次審査会」の 2 段階の審査会を実施して、受審者が第 1 次審査に合格し、次期審査会以降に開催される第 2 次審査に合格した場合に、4 段位を授与することが承認された。これらの理事会で承認された 4 段位昇段審査会の実施方式に基づいて、2013～2015 年度の 4 段位昇段審査会が実施された。

2016 年度に実施する 4 段位昇段審査会は、4 月の前期審査会、10 月の後期審査会ともに、第 1 次審査会受審者と第 2 次審査会受審者が、同時期に昇段審査を受審することになるので、第 1 次審査会の実施日を東京①と大阪①とし、第 2 次審査会の実施日を東京②、③、④、⑤と大阪②、③、④、⑤として、分離開催することとする。

太極拳指導員委員会・太極拳技能検定委員会

記

第 1 部：4 段位審査会の実施；

- 1) 審査会は、例年 4 月と 10 月の年 2 回、東京会場と大阪会場で実施する。審査会受審者は、審査会実施日の 3 ヶ月前までに、「太極拳 4 段位第 1 次昇段審査 申請書」または「太極拳 4 段位第 2 次昇段審査 申請書」、を日本連盟事務局宛に提出して申し込む。「太極拳 4 段位第 1 次昇段審査 申請書」の「特別推薦欄」に、受審者が所属する都道府県連盟加盟団体の団体長と、所属都道府県連盟会長の特別推薦承認印が無いものは、申込みを受理しない。
- 2) 4 月と 10 月の審査会は、それぞれ東京と大阪で連続した 5 日間（月曜日～金曜日）に設定されるが、受審者はそのいずれかの 1 日を選んで申込みをし、受審しなければならない。審査会では、実技研修は行わず、実技審査のみを行なう。受審料は一人 7,000 円とする。
- 3) 第 1 次審査会を受審する人は、必ず 1 回目の中央研修会を受講した後に、ブロック講習会を受講したうえで、2 回目の中央研修会を受講した人でなければならない。（※注；2016 年 10 月実施の審査会の受験申請締切は 2016 年 7 月 3 日なので、2016 年 6 月実施の中央研修会までに、中央→ブロック→中央の順番で受講を完了していなければならない。）
上記にかかわらず、中央研修会は、任意の時期に何回でも受講することができる。
- 4) 審査会を受審して達成度 B 評価で 4 段位認定をされなかった人は、以後何回でも審査会を受審することができる。再受審する際に、中央研修会を再度受講したことは要件としない。

第 2 部：4 段位審査会における 2 段階審査（第 1 次審査会と第 2 次審査会）；

2013 年 10 月～2016 年 4 月に実施された第 1 次審査会に合格した人は、2016 年 10 月後期審査会において、第 2 次審査会の受審を申請することができる。それ以外の人は、第 1 次審査会のみを受審申請することができる。

1) 審査会実施日程と受審申請;

10月後期審査会 第1次審査会;

東京会場①=2016 年 10 月 3 日(月)

大阪会場①= 同 10 月 10 日(月・祝)

10月後期審査会 第2次審査会;

東京会場②=10 月 4 日(火)、東京会場③=10 月 5 日(水)、東京会場④=10 月 6 日(木)、

東京会場⑤=10 月 7 日(金)

大阪会場②=10 月 11 日(火)、大阪会場③=10 月 12 日(水)、大阪会場④=10 月 13 日(木)、

大阪会場⑤=10 月 14 日(金)

受審申請は、所属都道府県連盟が一括して「太極拳4段位第1次昇段審査 申請書」または、「太極拳4段位第2次昇段審査 申請書」、に「4段位昇段審査会 申請書一括送付状」を添えて、審査会実施日のうちの第1日目の3ヶ月前を申請期限として、日本連盟事務局に提出する。

2016 年 10 月後期審査会(第1次審査会、第2次審査会)はすべて 2016 年 7 月 3 日(日)を申請期限とする。

2) 定員と受理通知;

受審者は、2会場の 10 日のうちの 1 日を選んで申請しなければならない。

1 会場 1 日の受審者の定員は、原則として最多 100 人とする。受審料は第1次審査、第2次審査ともに、一人 1 回 7,000 円とする。

昇段審査会は、上記のように 1 日あたりの審査可能人数が限られているため、特定の日程に希望者が集中した場合、受審できなくなる場合がある。そのため、希望日程について、下記のように調整する。

10月後期審査会 第1次審査会;

東京会場①=2016 年 10 月 3 日(月)

大阪会場①= 同 10 月 10 日(月・祝)

上記2日程について、希望する日程を第1希望、第2希望の順に指定する。

申込み締切り後、申込者全員の「第1希望」を、上記の2会場に振り分ける。

ここで、定員の 100 人を超えた会場があった場合は、下記の順に従って上位 100 人を受審対象とする。

1) 3段取得年度の早い人を優先する

2) なおかつ、年齢の高い人を優先する。

上記の手順で、「第1希望」で受理できなかった申込者にたいしては、「第2希望」の会場で受理する。

10月後期審査会 第2次審査会;

東京会場②=10 月 4 日(火)、東京会場③=10 月 5 日(水)、東京会場④=10 月 6 日(木)、

東京会場⑤=10 月 7 日(金)

大阪会場②=10 月 11 日(火)、大阪会場③=10 月 12 日(水)、大阪会場④=10 月 13 日(木)、

大阪会場⑤=10 月 14 日(金)

上記 8 日程について、希望する日程を第1希望～第4希望まで指定する。

上記第1次審査会の手順と同様に、希望会場の振り分けを行う。

上記の手順にしたがって、申込者全員に対し、「審査会受審会場の決定通知」と、「審査費用振込用紙」を送付する。

申込みに関する注記:

希望は「第1～第4」まで提出することができるが、上記の日程のうち、参加できない日程がある人は、「第2希望まで」「第3希望まで」あるいは「第1希望だけ」を指定してもかまわない。ただし、この場合も、上記の手順に従って、公平に審査日程を確定するので、希望の日程が取れなかった場合には、受審できなくなることを承知されたい。

3) 第1次審査会の審査:

第1次審査は、「4 段位教程 重点項目」のうちの、「1. 4 段位基本項目(3 段検定重点項目まとめ)」について審査する。受審者の全員にたいして「点検結果通知表」を作成して審査する。達成度 A+A の評価を得た人は、第1次審査合格とし、合格通知を行う。それ以外の評価は不合格とし、不合格通知とともに、「点検結果通知表」を送付する。

4) 第2次審査会の受審申請:

第1次審査において合格通知を得た人は、次期審査会以降において、第2次審査会受審を申請することができる。受審申請は、第1次審査と同様の手順で、所属都道府県連盟が一括して「太極拳4段位第2次昇段審査 申請書」を、審査会実施日のうちの第1日目の3ヶ月前を期限として、日本連盟事務局に提出する。受審料は一人1回7,000円とする。

5) 第2次審査会の審査:

第2次審査は、「4 段位教程 重点項目」のうちの、「2. 身法の開合との手法の結合」、「3. 外三合」、「4. 心静体鬆・気沈丹田」について審査する。受審者全員にたいして「点検結果通知表」を作成する。達成度 A 評価を得た人は、第2次審査合格とし、4 段位授与決定通知を行う。

それ以外の評価は不合格とし、不合格通知とともに、「点検結果通知表」を送付する。

6) 4 段位認定登録と認定証書:

第2次審査合格者で、都道府県連盟を通じて規定の認定登録料を納付した人には、4 段位認定証書を授与する。

以上